

E i w a N e w s

青色申告について

平成31年4月
(No. 165)

今回は、青色申告についてご紹介します。

青色申告にはメリットが多いため、ほとんどの会社・個人事業主が採用していることと思います。今回は改めて、青色申告のメリットと設立時及び新規開業時の青色申告の承認申請書の提出期限についてご紹介いたします。

[1] 青色申告のメリット

青色申告のメリットのうち、主なものは以下のとおりです。

(1) 法人

①欠損金の繰越し控除

各事業年度開始の日前9年(※)以内に開始した事業年度において生じた欠損金額を、その各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができます。ただし、中小法人等以外の法人には一定の限度額があります。

※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は10年。

②欠損金の繰戻し還付

生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して、法人税額の還付を請求することができます。

なお、中小企業者等以外の法人については、現在適用が停止されています。

③中小企業者等の少額減価償却資産の特例(単価30万円未満の減価償却資産の損金算入)、各種特別償却

④各種特別控除

試験研究費の特別控除、賃上げ・生産性向上のための税制(旧所得拡大促進税制) 他

(2) 個人事業主

①青色申告特別控除(最大65万円の所得控除)

②青色事業専従者給与

事業に従事している家族への給与を必要経費に算入することができます。

③貸倒引当金の計上

④純損失の繰越し

純損失を3年間繰り越すことができます。

⑤少額減価償却資産の特例(単価30万未満の減価償却資産の必要経費算入)、各種特別償却

[2] 青色申告の承認申請書提出期限

青色申告書を提出するためには承認申請が必要となりますが、法人設立時と個人の新規開業時は提出期限が異なります。初年度から上記の優遇を受けるためには、期限内の提出をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 法人

① 原則

青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで。

【具体例】3月決算法人が翌事業年度から青色申告書で申告する場合

提出期限は3月31日

② 設立事業年度

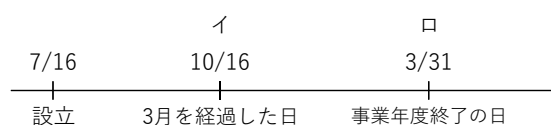
次のうちいずれか早い日の前日まで。

イ、設立の日以後3月を経過した日

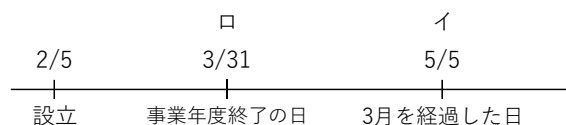
ロ、当該事業年度終了の日

【具体例】3月決算法人

・7月16日に設立した場合の提出期限 → 10月15日（イの前日）



・2月5日に設立した場合の提出期限 → 3月30日（ロの前日）



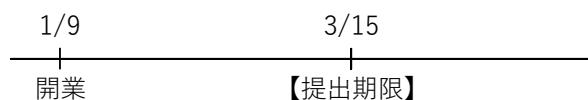
(2) 個人事業主

青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで。

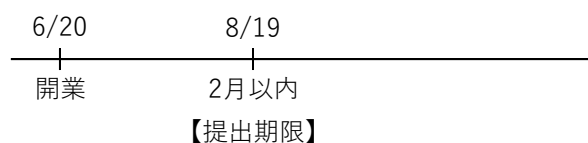
ただし、1月16日以後新たに事業を開始した場合又は相続により事業を承継した場合には、その事業開始の日又はその事業を承継した日から2ヶ月以内。

【具体例】2019年分の確定申告を青色申告書で提出する場合

・2019年1月9日に新規開業した場合の提出期限 → 2019年3月15日



・2019年6月20日に新規開業した場合の提出期限 → 2019年8月19日



ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。